

## 民法基礎演習を履修希望の3年生へ (第3類の学生のみ)

2015年4月進学の第3類の3年生で、民法基礎演習の受講を希望する学生は、4月6日(月)～9日(木)までに教務係窓口にて手続きを行ってください。期間内に手続きを行わない場合は受講できません。(個人によるUT-mateでの履修登録では登録できません。)

また、手続き時に所属クラスを指定します。指定されたクラスの開講時限には、他の授業は一切履修登録ができないので注意すること。

3月30日 法学部